

7・2 ILO 海上労働条約

「2006年ILO海上労働条約(MLC)」は、平成25(2013)年8月20日に発効した。

7・2・1 我が国に於けるILO海上労働条約の発効

平成26(2014)年8月5日に、日本に於いて「2006年ILO海上労働条約」が発効し、これまでに発行されていた「相当証書」が「海上労働証書」に切り替わった。

また、同日より同条約に係るPSCが開始され、当協会は、PSCにおいて日本関係船舶に問題等が発生しないよう対応した。

7・2・2 第1回ILO特別3者委員会の開催

平成26(2014)年4月にジュネーブで、第1回ILO Special Tripartite Committee (ILO特別3者委員会)が開催され、同条約の第2.5規則(送還)および第4.2規則(船舶所有者の責任)の一部改正が承認された。

当協会は、会員船社の意見反映に努め対応した。